



国富町告示第27号

令和8年度地籍調査事業について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、宮崎県知事が地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月24日

国富町長 日 高 利 夫



- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 事業計画が定められた年月日 | 令和8年6月8日 |
| 2 調査を実施する者の名称 | 国富町 |
| 3 調査地域 | 東諸県郡国富町大字深年の一部 |
| 4 調査期間 | 令和9年3月31日まで |